

2026 年度 東京大学 前期 日本史探究

第 1 問

律令制下の女官は、天皇に近侍し、内裏への入場を抑制された男性官人と天皇をつないだり、三種の神器を管理したりするなど重要な職務を担い、権力者の妻が尚侍などになることも多かった。薬子の変を機に蔵人が秘書官として天皇に近侍すると後宮十二司の地位は低下したものの、尚侍となった有力貴族の娘は皇后などになった。(150 字)

第 2 問

A 源頼朝以来の先例と武家社会の道理に基づく裁判の基準の創出。(30 字)

B 鎌倉幕府が制定した、初の武家法である御成敗式目は、戦国大名の分国法に影響を与えた。別の主人を持つ男女の下人の子の所有に関して、塵芥集は御成敗式目の内容を踏襲したが、結城氏新法度は御成敗式目の影響を受けるも実情に合わせた詳細な規定を施した。(120 字)

第 3 問

A 清内路村は百姓が木師である山村であり、米を生産する農村ではないので、土地の生産力を米の量で表示する石高が設定できない。(60 字)

B 米作の農村の百姓は石高を基準に年貢米を負担し、食糧も自給し得た。清内路村は、賃労働・商品作物栽培・農村工業などで現金収入を得て、米などの食糧の消費に支出し、年貢も代銭納で行った。(90 字)

第 4 問

A 日中戦争期、女性は兵力とされた男性に代わり総力戦体制下の労働力不足を補い、太平洋戦争期には女子挺身隊として軍需産業に勤労働員された。敗戦後、男性が復員すると女性は家庭へ復帰した。(90 字)

B 雇用の拡大に伴い企業に就職した女性は、家族手当の拡充もあり、結婚や出産を機に退職して専業主婦になる傾向を示したが、育児後は復職し、パートタイムで男性正社員の夫と共に家計を支えた。(90 字)